

『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策

～過去の事例に共通する「組織の常識と一般常識とのズレ」からアプローチする企業不祥事の早期発見・防止策～

●日 時● 2016年 9月 30日(金) 13:00～17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講 師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 梅林 啓 氏

【講師紹介】1989年東京大学法学部卒業。1991年検事任官。東京地検特捜部検事ほか、各地方検察庁において、犯罪捜査・公判等の検察実務に従事。法務省刑事局では主として刑事関連の国際条約の起草作業に関与。在イギリス日本国大使館一等書記官(外務省出向)、内閣官房副長官秘書官等を歴任、2007年2月検事退官後、弁護士登録。同年3月西村あさひ法律事務所入所。2010年1月よりパートナー。現在は主に一般企業法務、コンプライアンス、企業不祥事にかかる危機管理案件などに取り組む一方、「社内調査の進め方」、「従業員不祥事の早期発見・抑止」などコンプライアンス関連のセミナー講師を多数務め、現場での経験を踏まえた臨場感溢れる講演として定評がある。論文(NBL889号、890号、947号、999号、ビジネス法務2011年9月号「不祥事公表の要否とタイミング」、月刊監査役563号、602号)、日本経済新聞2012年6月13日経済教室「技術流出、どう防ぐ(下)情報保護法制の整備急げ」など多数執筆。

◆ 開催にあたって

どのような組織においても、不祥事が発生する温床は存在するものですが、不祥事そのものが発生する根本的な原因を解明することは、事案や組織によっても異なることから、非常に難しい命題であるといえます。

本講座では、これまで過去に発生した組織不祥事の特徴や傾向を分析する中で、共通して浮かび上がってきた「常識のズレ(=組織の常識は、一般常識とはズレている)」というキーワードをもとに、その「常識のズレ」が許容範囲を超えて非常識となり、やがて不祥事に繋がっていくまでのメカニズムを解明します。

更に、この新たな視点を踏まえ、不祥事を早期に発見し、防止する為のポイントについても検証していきます。

「詳細は裏面をご覧ください」

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (<http://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます。

●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円 本体価格 30,000円
一般	35,640円 本体価格 33,000円

●申込書をFAXいただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当：上島 E-mail kamijima@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町5-7-2 麹 M-SQUARE 2F
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

161340-0302		2016.09.30	
申込書 『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策

～過去の事例に共通する「組織の常識と一般常識とのズレ」からアプローチする企業不祥事の早期発見・防止策～

9月 30日(金)

● プログラム ●

- 解説 -

13:00

■講師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 梅林 啓 氏

I. 組織において「不祥事」が発生する原因はどこにあるのか

- (1) 企業におけるガバナンスの重要性
 - ・企業は、社会からどう見られているか（社会から見た企業に対する一般常識）
 - ・社会が求める企業の法令順守・清廉潔白さと、会社組織の中にいる人との意識の差
- (2) 組織不祥事の発生原因を考える新たなキーワード：「常識のズレ」とは何か
 - ・組織の常識は、一般常識とはズレている
 - ・人の常識は、ある組織に染まることで徐々にズレてくる
 - ・組織の常識に染まることこそが、その組織の一員になるということ

II. 組織不祥事への対応策を考える上で前提となる視点

- (1) 事前監視型社会から、社会・マスコミによる事後監視型社会へ
 - ・必ずしも「法令違反」に該当しなくとも、「ルール違反」として厳しく追及される可能性
- (2) 犯罪の摘発から違反行為の摘発（行政処分）へのシフト
- (3) 第三者委員会への注目と限界
 - ・その企業の「常識」に染まっている人は、その企業を客観的に見ることができない
- (4) 不祥事を知らなかった役員に対する責任追及の声
- (5) レピュテーションリスクに対する初動の重要性

III. 「組織の常識と一般常識とのズレ」が原因となった最近の不祥事

- (1) ホテル・レストランにおける食品表示の偽装
- (2) 大手銀行（グループ）の反社会的勢力との取引
- (3) プロ野球統一球問題
- (4) いわゆる「やらせ問題」（タウンミーティングやテレビ番組等）
- (5) 標的型攻撃メールによる情報流出
- (6) 不適切会計（粉飾決算）
- (7) カルテル

IV. 「常識のズレ」が引き起こす組織不祥事の典型例 ～製品の品質・性能のデータ偽装を例に

- (1) 常識では絶対にやってはいけないと分かっているが、何故やらざるを得なくなるのか
- (2) 偽装という非常識が発覚することなく繰り返されることによる、会社の中での常識化
- (3) 常識のズレを引き起こす人、会社とともに常識がズレていく人、常識がズレない人の特徴

V. 「常識のズレ」の発見、指摘、矯正による組織不祥事の早期発見と防止策

- (1) 謙虚な目による自社の「実力」の見極め、外部からの客観的な分析
- (2) 「常識のズレ」の観点を盛り込んだ内部監査の実施
- (3) 客観的なデータに対する過信の排除、偽装されにくいデータシステムの構築
- (4) 人材の流動化、社内外の声を積極的に取り入れる仕組みの構築、他

17:00